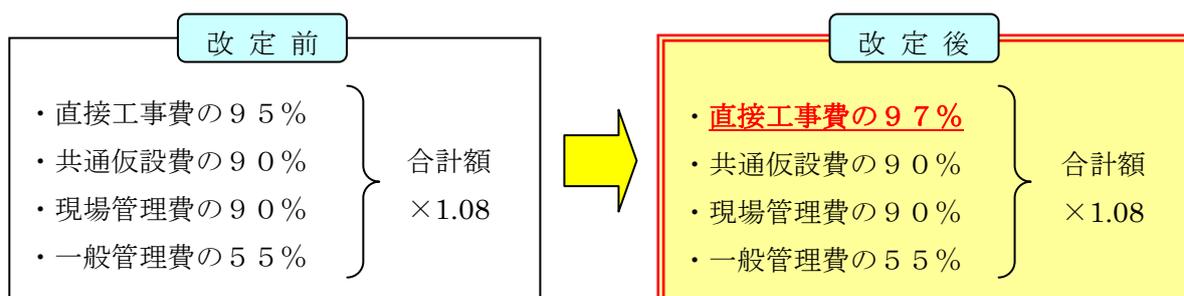


工事・製造の最低制限価格の改定について

福岡市では、公共工事の品質確保を図るとともに、地域の建設企業が持続的に発展することができるよう、適正価格での受注を推進し、建設業者の健全な経営等を図るため、国の低入札価格調査の新基準に準拠し、平成29年6月1日から工事及び製造の請負契約に係る最低制限価格を改定します。

1 改定の内容

① 算定方法



② 設定範囲

改定なし

- ・ 下限：設計金額の 70%
- ・ 上限：設計金額の 90%

2 実施時期

平成29年6月1日以降に入札公告または指名を行う案件から適用します。

3 その他

低入札価格調査についても、上記の最低制限価格の算定方法により算出した額を基準価格とします。